

第11次福島県交通安全計画の策定に係る県民意見募集要綱

1 募集の趣旨

福島県交通安全対策会議では、交通事故のない安全で安心な社会を実現するため、平成28年に作成した「第10次福島県交通安全計画」（平成28年度～令和2年度）に基づき、各種の施策を進めてまいりましたが、引き続き本県の交通安全対策を総合的に推進するため、高齢者の交通事故防止対策を柱とした令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「第11次福島県交通安全計画」の策定作業を進めているところです。

この計画は、交通安全対策基本法第25条の規定に基づき、中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）が策定する交通安全基本計画に基づいて策定するものです。

このたび、「第11次福島県交通安全計画（案）」を作成しましたので、県民の皆様からのご意見を募集します。

2 募集期間

令和3年7月8日（木）から令和3年8月10日（火）まで（必着）

3 応募資格

- (1) 県内に住所や事業所・事務所を有する個人や法人その他の団体
- (2) 県内の事業所や学校等に通勤・通学している方など、県内で何らかの社会的・経済的活動を営んでいる個人や法人その他団体
- (3) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、県外に避難されている方

4 意見の提出方法

下記6に示す「県民意見提出書」（別添）、又は下記「[県民意見提出書]の形式」により、氏名（団体名）、住所、電話番号を明記のうえ、郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法により、福島県生活環境部生活交通課に提出してください。

[県民意見提出書]の形式

宛先：福島県生活環境部生活交通課

氏名（※）：

住所（所在地）：

電話番号：

御意見：

〈該当箇所（条番号）〉

〈意見の内容・その理由〉

※団体の場合は、団体名（担当者名）を記載してください。

5 提出された御意見の取扱方法等

- (1) 御意見は、「第11次福島県交通安全計画（案）」の参考とさせていただきます。
- (2) 御意見の概要及びそれに対する県の考え方について、ホームページ上で一定期間公表いたします。

- (3) 福島県情報公開条例に基づく公文書開示請求がなされた場合、個人の氏名、住所、電話番号を除き、開示される場合もありますので、あらかじめ御承知ください。
- (4) 提出いただいた書類等は返却いたしません。
- (5) 電話や匿名での御意見の提出は受け付けません。
- (6) 御意見に対する個別の回答はいたしません。

6 資料

- ・ 第11次福島県交通安全計画の策定に係る県民意見募集要綱
- ・ 第11次福島県交通安全計画（案） [PDF 形式]
- ・ 県民意見提出書 [Word 形式]
- ・ 県民意見提出書 [PDF 形式]

7 資料の入手方法

「第11次福島県交通安全計画（案）」及び関係資料は、福島県生活環境部生活交通課のホームページに掲載するほか、下記の機関で配布しています。

(1) 配布場所

- ア 福島県生活環境部生活交通課（県庁西庁舎8階）※
- イ 福島県県政情報センター（県庁西庁舎1階）
- ウ 福島県県政情報コーナー（県北を除く各地方振興局）

※7月12日以降は西庁舎10階

(2) 郵送を希望される場合

250円切手を貼った定形内郵便物の返信封筒を同封の上、下記8のお問い合わせ先まで請求してください。

8 意見の提出先及び問い合わせ先

郵便番号：960-8670

（県庁宛ての郵便物は郵便番号と部・課名の記入のみで届きます）

所在地：福島市杉妻町2番16号

担当課：福島県生活環境部生活交通課

電話番号：024-521-7158

F A X：024-521-7887

電子メール：koutsuu@pref.fukushima.lg.jp